

処分の名称	容器検査所の登録及び更新
根拠法令・条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第49条第1項、第50条第1項及び第3項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法第7条、第50条第2項 ・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第12条の2 ・容器保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第50号）第33条 ・国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年6月30日経済産業省令第82号）第24条 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年3月25日通商産業省告示第150号） ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年6月30日経済産業省告示第184号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（令和2年8月6日20200715保局第1号）
標準処理期間	15日